

台東区立蔵前小学校 いじめ防止基本方針

～みんなが 楽しい 蔵前小学校を目指して～

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成へ大きな影響を与えるだけでなく、児童の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。蔵前小学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、全教職員が共通理解の下、いじめを未然に防ぐこと及びいじめを認知した時の取組について、以下の通り基本方針を定めます。

令和8年度 重点取組目標

- ・ふれあい月間を含め、年3回の生活アンケート調査の結果を踏まえ、児童の実態を的確に把握し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・道徳授業地区公開講座でのテーマを重点的に指導する内容項目（「生命の尊さ」、「親切、思いやり」、「規則の尊重」、「希望と勇気、努力と強い意志」、「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」）より決め、学校と保護者・地域が協力して人権教育を基盤とした豊かな心づくりの充実を目指す。
- ・全校朝会等の校長講話においていじめの問題に触れ、「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許してはならないことである」ことを学校全体に醸成する。

I いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年 いじめ防止対策推進法）

<具体的な例>

- ・ ひやかしやからかい、悪口や脅し文句等の嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・ 遊びを装って軽くぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを無理やりさせたり、させられたりする。
- ・ SNSを利用して、誹謗中傷される。

II いじめ防止対策に関する基本的な考え方

蔵前小学校の全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な学習や活動に進んで取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの根絶を旨とする対策を講じる。全ての児童がいじめの加害者にも被害者にも、また傍観者にもならないようにするとともに、いじめを認識しながら放置することがないよう指導を徹底する。

そのために日常の全教育活動を通じていじめ防止に向けた丁寧な指導を行う。

Ⅲ 蔵前小学校の教職員の責務

本校の教職員はⅡの基本的な考え方にに基づき、本校に在籍する児童の保護者、地域の方々、台東区教育委員会等の関係諸機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に日常的に取り組むものとする。また、いじめを受けている事実が発見された場合は学校全体の組織をあげて適切かつ迅速に対処する。

Ⅳ いじめの未然防止と早期発見、いじめ解消に向けた具体的な取組

1 いじめ防止対策委員会の設置

校内組織として「いじめ防止対策委員会」を設置し組織としての対策を講ずる。いじめと疑われるわずかな兆候や児童や保護者からの相談等に基づき、本対策委員会を中核として組織的にいじめに対応する。本対策委員会には必要に応じて関係諸機関や外部専門家等を加えるものとする。

＜校長・副校長・生活指導主任・教務主任・当該学年主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・当該担任教諭 等＞

2 いじめ防止のための日常の指導及び留意点

(1) 管理職の役割

- ①全校朝会等の校長講話においていじめの問題に触れ、「いじめは重大な人権侵害であり絶対に許してはならないことである」ことを学校全体に醸成する。
- ②本校の全教育活動における人権教育並びに道徳教育の充実を図る。
- ③学年全体の取組や異学年との交流学习を充実させ、様々な友達と接する機会を通して友達を大切にす態度を育成する。
- ④年間3回のふれあい月間等におけるアンケート調査の結果を踏まえ課題を早期に発見し、いじめ防止対策委員会等を招集して解消に向けて対応する。

(2) 学級担任の役割

- ①日常的にいじめの問題を取り上げ、「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許してはならないことである」ことを学級全体に醸成する。
- ②いじめをする側の行動について具体的に指導する。
- ③特定の児童をはやしたてたり、いじめられていることをおもしろがったり、見て見ぬふりをしている行為もいじめを助長していることと同様であることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を図る。
- ④一人一人の児童を大切にし、児童同士が互いを尊重し高め合える学級づくりをする。
- ⑤教職員の不適切な認識や言動が児童を傷付け、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように適切な指導を行う。

⑥いじめに関する授業を年3回実施し、自分の日ごろの言動を振り返る機会とし、「いじめをしない・許さない」という情操を養う。

(3) 生活指導主任の役割

①いじめの問題について、日常的学校全体に目を配り、いじめの兆候や疑義について全教職員から情報収集し、管理職に報告・相談する。

②いじめの問題について校内研修（年3回）や生活指導夕会等で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図る。

(4) 養護教諭、専科教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等の役割

①学校の様々な場面でいじめの兆候について情報収集し、それぞれの立場から児童の教育相談や当該教職員への助言・相談を行う。

②養護教諭は、保健の学習において「心の健康」の授業等を実施する。

③スクールカウンセラーは5年生全児童を対象に面談を実施する。

3 いじめの早期発見のための日常の指導や取組 等

(1) 児童及び保護者がいじめに関する相談ができる体制を整備する。管理職は本校の教育相談が児童の悩みを受け止められる体制として適切に機能するよう日常的にスクールカウンセラー等との意見交換を行う。

(2) ふれあい月間（6月・11月・2月）にアンケート調査を行い、必要に応じて関係児童の面談を担当や管理職が行う。5年生については6月以降、スクールカウンセラーが全員面接を行い、悩み等を相談できる関係を構築する。

(3) 状況に応じて、関係諸機関やスクールサポーター等の協力を得るなど対応に困難がある場合のサポート体制を整える。

(4) SNSの利用については、「SNS 東京ノート」「台東区立学校版 SNS・インターネット活用ルール」「蔵前スタンダード」を活用し、学校と家庭が連携を図りながら、より安全な利用を進める。

4 いじめの発見から解消に向けた取組

(1) いじめを発見した場合、管理職は早急に「いじめ防止対策委員会」を招集し、正確な実態把握に基づいた指導と支援体制を構築する（当該児童並びに保護者への対応、教育委員会や関係機関との連携等）。

(2) いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保するとともに、児童が信頼できる人（友人や教職員、家族、地域の方々等）と連携し、いじめられた児童の不安を取り除き寄り添える体制を作る。同時に児童の自尊感情を高めるよう留意する。

- (3) いじめた児童への指導において事実をよく確認し、いじめは重大な人権侵害であり絶対に許してはならないことであることを指導し、いじめられた児童への謝罪を行う。また保護者にも連絡し事実を伝えるとともに児童のよりよい成長に向けるためにどうしたらよいか相談する。
- (4) 当該の児童が在籍する学年・学級においては当該児童の人権を十分に配慮したうえで学級全体へ適切に指導する。

令和8年4月1日 改訂